

福井大学医学部後援会会則

第1章 総則

第1条 本会は、福井大学医学部後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3、福井大学医学部内に置く。

第3条 本会は、福井大学医学部学生の正課・課外教育の助成、福利厚生業務の促進及び献体業務の推進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の正課・課外教育に関する援助
- (2) 学生の部活動に関する援助
- (3) 学生の福利厚生に関する事業の援助
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 福井大学医学部に在籍する学生の父母並びに保証人で、次の一に該当するものとする。なお、会員は新たに本学に入学した学部学生1名につき、入会金と会費を納めるものとする。

イ 医学科は、入会金10,000円、会費90,000円（6か年分）を入学時に納入した者

ただし、2年次前期編入学にあつては、入会金10,000円、会費75,000円（5か年分）を入学時に納入した者

ロ 看護学科は、入会金10,000円、会費60,000円（4か年分）を入学時に納入した者

- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会費50,000円を入会時に納入した個人及び法人とする。
- (3) 名誉会員 上記の外、本会の趣旨に賛同し、特殊寄附を行うものとする。

第3章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 顧問 若干名

第7条 役員は、理事会においてそれぞれ選出し、総会において承認を得るものとする。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務の運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の会務並びに収支決算の監査を行う。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じ、また意見を述べるができる。

第9条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会議

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

- (1) 総会の構成員は正会員とし、毎学年度始めに総会を開くものとする。但し、会長が必要であると認めたときは、臨時総会を開くことができる。総会の議決は出席者の多数決による。
- (2) 理事会は、会長が必要に応じ招集するものとする。
- (3) 第5条第2号及び第3号の会員について、会長が必要と認めたときは、会議に招集することができる。

第11条 総会で行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 歳入・歳出予算等の議決及び決算の承認
- (2) 会務及び事業報告
- (3) 会則の制定改廃
- (4) その他必要な事項

第12条 理事会は、前条の定める事項について企画立案及び審議にあたる。

第5章 事務局

第13条 事務局は、本会の運営にあたっての庶務および会計（以下、「業務」という）を行う。

2 事務局に事務長及び事務職員を置き、事務長は、松岡キャンパス学務課課長をあてるものとする。

第14条 本会の業務の執行にあたっては、この規約に定めるもののほか、別に定める下記の規則によるものとする。

- (1) 福井大学医学部後援会 弔意規則

第6章 会計

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の経費は、会員の入会金、会費及び寄付金をもって充てる。

第17条 既納の会費等は返納しないものとする。

第7章 帳簿等

第18条 本会に次の帳簿類を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 諸記録簿

附 則

本会則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年4月7日から施行する。

附 則

本会則は、平成11年4月8日から施行する。

附 則

本会則は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年4月8日から施行し、平成15年度入学生より適用する。

附 則

本会則は、平成16年4月8日から施行する。

附 則

本会則は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

本会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成28年4月7日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

附 則

本会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和4年4月6日から施行する。

福井大学医学部後援会弔意規則

第1条 本会は、正会員及び本学学生の弔事に対して、この規則の定めるところにより弔意を表する。

第2条 弔意については、下記の定めによるものとする。

(1) 香典

- | | |
|----------|---------|
| ・正会員の死亡 | 10,000円 |
| ・本学学生の死亡 | 10,000円 |

(2) 花輪・生花等(1基)

- | | | |
|----------|---------|----|
| ・正会員の死亡 | 10,000円 | 程度 |
| ・本学学生の死亡 | 10,000円 | 程度 |

第3条 香典及び花輪・生花等は、「福井大学医学部後援会」名で行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。